

静岡県知事選挙の

期日前投票・不在者投票は

平成 25 年 5 月 31 日 (金) ~ 6 月 15 日 (土)

午前 8 時 30 分 ~ 午後 8 時

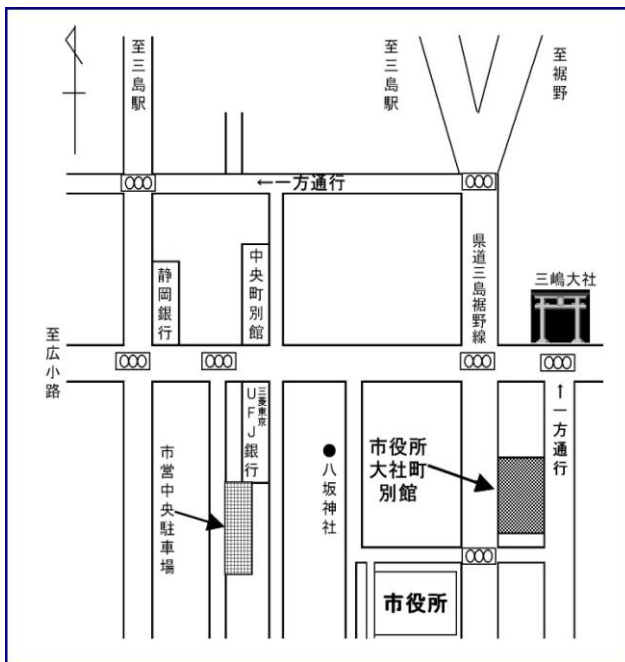
会場：三島市役所大社町別館 1 階

■ 「期日前投票」は次の人たちが対象です

投票日当日に、

- ① 仕事のある人
- ② 冠婚葬祭などの予定がある人
- ③ 病気やけが、妊娠などで投票所に行けない人
- ④ 旅行や買い物、レジャーなどで当日投票できない人

※投票の際には、一定の事由に該当すると見込まれる旨の宣誓書の提出が必要となります。
また、投票事務手続きをスムーズに進めるため、なるべく投票所入場券をお持ちください。
ただし、投票日当日に 20 歳に到達する人や、施設投票、郵便投票では従来と同様の不在者投票となります。



※自動車でお越しの際は市営駐車場をご利用ください。(大社町別館西側建物前は歩行困難な人専用のスペースです。)市営駐車場の駐車料金は1時間まで無料になります。投票所受付にその旨を申し出て、持参した駐車券に確認印を受けてください。



「不在者投票」は次の人たちが対象です

■ 投票日当日に 20 歳になる人

| | |
|--------|---|
| 投票できる人 | 選挙期日には 20 歳を迎えるが、投票日前においては、いまだ 19 歳であり選挙権を有しない人は、期日前投票をすることができないので、例外的に不在者投票をすることができます。 |
| 持ち物 | 投票所入場券（届いていない人は、事前に選挙管理委員会にお問い合わせください。）※入場券がなくても投票できます。 |

■ 病院などに入院している人

| | |
|---------|---|
| 投票できる人 | 都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム、身体障害者支援施設など法令で定められた施設に入院、入所中の入 |
| 投票できる日時 | 告示日の翌日から投票日前日までの間、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（入院または入所中の施設でご確認ください。） |
| 投票できる場所 | 入院、入所している指定病院、指定老人ホーム等 |
| 持ち物 | 投票用紙請求依頼書(病院等で準備)、印鑑 |

■ 法律に定められた障害のある人（郵便投票）

以下のいずれかに該当する人が対象となります。

| 手帳等の種類 | 障害の種類等 | 障害の程度 |
|-----------|-----------------------------|--------------|
| 身体障害者手帳 | 両下肢・体幹・移動機能の障害 | 1 級・2 級 |
| | 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害 | 1 級・3 級 |
| | 免疫・肝臓の障害 | 1 級から 3 級 |
| 戦傷病者手帳 | 両下肢・体幹の障害 | 特別項症から第 2 項症 |
| | 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害 | 特別項症から第 3 項症 |
| 介護保険被保険者証 | 要介護状態区分 | 要介護 5 |

☆郵便等による不在者投票での代理記載制度

郵便などによる不在者投票をすることができる選挙人で、下の表に該当する人は、あらかじめ市の選挙管理委員会に届け出た人（選挙権を有する方に限る）に代理で記載してもらうことができます。

| 手帳等の種類 | 障害の区分 | 上肢又は視覚の障害の程度 |
|---------|-------|--------------|
| 身体障害者手帳 | | 1 級 |
| 戦傷病者手帳 | | 特別項症から第 2 項症 |

〈罰則〉代理記載人が選挙人の指示する候補者名を記載しなかったなどの場合には、2 年以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金に処せられます。

☆投票までの手続き

- ・郵便投票をしようとする人は、市選挙管理委員会「郵便投票証明書」の交付申請の手続きをしてください。
- ・投票用紙は、郵便投票証明書といっしょに 6 月 12 日(水)までに請求してください。手続終了後、投票用紙を送付するので、候補者名を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。